不動産貸付業及び駐車場業の課税対象収入の取扱い変更について

新潟県総務部税務課
地域振興局県税部

日頃より本県の税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
個人事業税の課税対象事業である不動産貸付業及び駐車場業（以下「不動産貸付業等」という。）について、次のとおり、課税対象となる収入の見直しを行いますのでお知らせします。

１　新たに課税対象となる収入について

・電柱敷地料
・携帯電話のアンテナ設置料

上記以外の不動産及び駐車場の貸付状況により、不動産貸付業等に該当すると認定された者につき、所得税において不動産所得の総収入に算入される上記の収入を、個人事業税の課税対象収入に含めます。

２　適用の時期

令和６年の課税分から適用します。（令和５年以降の不動産所得に係る収入が対象となります。）

３　取扱いを改める理由

本県では、これまで不動産貸付業等と認定した者の課税所得の算定において、電柱敷地料及び携帯電話のアンテナ設置料は課税対象外としていました。しかし、地方税法の規定においては、個人事業税の算定にあたり、所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によることとされていることから、このたび取扱いを改め、所得税の申告において不動産所得に係る収入として申告されたものを個人事業税の課税対象にすることとしたものです。

※ 詳しくは、所管する地域振興局県税部の個人事業税担当課へお問い合わせください。